

住友生命の 平準払終身保険

ふるはーと



低解約返戻金型無配当特別終身保険

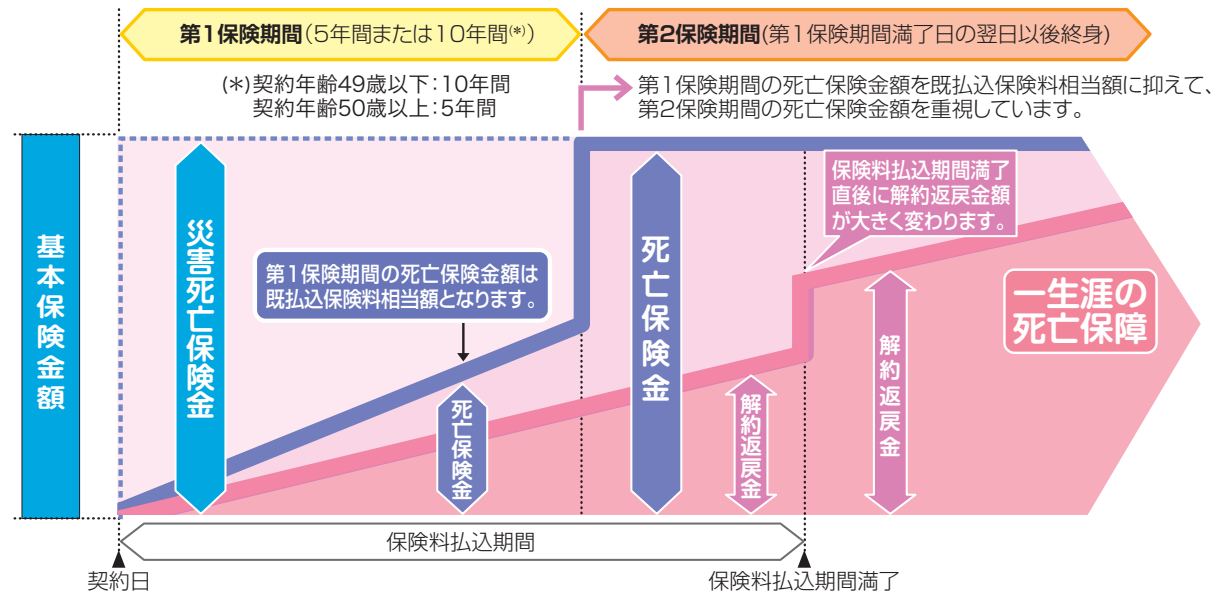
特徴 1

- ✓ 第1保険期間(契約当初5年または10年)の死亡保険金額を既払込保険料相当額に抑えて、第2保険期間の死亡保険金額を重視した保険です。
 - ✓ 保険料払込期間満了後、解約返戻金額は死亡保険金額を上限に増え続けますので資産形成にご活用いただけます。
- ⚠ 解約返戻金額は、保険料払込期間中は既払込保険料を下回り、保険料払込期間満了後も既払込保険料を下回る場合があります。解約返戻金については裏面もあわせてご覧ください。

特徴 2

- ✓ お申込みの際の健康状態に関する告知項目は2項目です(医師の診査は不要)。
1. 過去5年以内に、がん^(*)または肝硬変で「医師の診察・投薬・治療」のいずれかをうけたことがある。
(*)がんには、上皮内がん、悪性新生物等を含みます。
 2. 現在までに、公的介護保険の要介護認定(要支援を含む)をうけたことがある。
※ご職業などについても告知していただきますので、上記2項目にあてはまらない場合でも、ご契約いただけないことがあります。

しくみ図(イメージ) ※保険料払込期間が第1保険期間と異なる場合



ご契約の諸基準

契約年齢範囲 ^{(*1)(*2)}	15歳～80歳	最低保険金額	契約年齢 ^(*2)	15歳～49歳	50歳～59歳	60歳～80歳
保険期間	終身		最低保険金額	300万円	200万円	100万円
取扱単位	保険金建て:万円単位・保険料建て:千円単位		【保険料を指定してお申し込みいただく場合】			
保険料払込期間 ^(*2)	契約年齢 ^(*2) 15歳～49歳 50歳～74歳 75歳～80歳 保険料払込期間 10年～45年 5年～30年 5年 ※契約年齢15歳～74歳の場合、保険料払込満了年齢を30歳から80歳までの各歳で設定する必要があります。さらに、そのうち一部のお客さまについては設定いただける保険料払込満了年齢に定めがあります。		・上記の保険金額以上であればお申し込みいただけます。 ・ただし、上記の保険金額未満となる場合でも、保険料払込期間が20年以上かつ下記の保険料以上であればお申し込みいただけます。			
保険料払込方法	月払い・年2回払い・年1回払い・全期前納 ^{(*3)(*4)}	最高保険金額 ^(*5)	保険料払込方法	月払い	年2回払い	年1回払い
保険料払込経路	口座振替扱い・クレジットカード扱い(月払いのみ)		・保険料払込期間が第1保険期間と同じ場合:3000万円 ・保険料払込期間が第1保険期間と異なる場合:下表のとおり	保険料	5,000円	30,000円
(※1)契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。(※2)経済情勢等によっては、お取扱いできない年齢、保険料払込期間があります。(※3)全期前納とは保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お払い込みいただく方法です。(※4)経済情勢等によっては、全期前納をお取扱いできない場合があります。(※5)同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。		契約年齢 ^(*2) 15歳～39歳 40歳～49歳 50歳～74歳 最高保険金額 3000万円 2000万円 1200万円	※契約年齢75歳～80歳 ^(*2) の場合、保険料払込期間が第1保険期間と同じ場合のお取扱いのみとなるため、3000万円となります。			

⚠ この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

商品の概要

保障内容	お支払いする保険金		お支払理由	お支払金額	受取人	
	死亡保険金	第1保険期間	被保険者が死亡されたとき ^(*1)		既払込保険料相当額	死亡保険金受取人
		第2保険期間	被保険者が死亡されたとき		基本保険金額 ^(*2) と同額	
災害死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症 ^(*3) を直接の原因として死亡されたとき		基本保険金額 ^(*2) と同額			

(*1)ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。
 (*2)この保険の保険金をお支払いする際に基準となる保険金額をいいます。
 (*3)コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

- **本商品は被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。**
- **死亡保険金などのお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。**

主な特約 付加できる	年金支払特約Ⅰ型	(災害)死亡保険金の全部または一部を一時金にかえて年金としてお受け取りいただけます。
	年金支払移行特約	将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。

解約返戻金	<ul style="list-style-type: none"> ● この保険は保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。 ● 保険料払込期間満了後の解約返戻金額は解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。 ● 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
配当金	<ul style="list-style-type: none"> ● この保険は剰余金の分配のない保険契約であるため配当金はありません。また、相互会社の「社員」としての権利（総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利など）がありません。

その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減されることがあり、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回る場合があります。

! ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F
Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06) 6937-1435 (大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話 (03) 5550-1100 (大代表)
(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 